	28　29　30（注３）　31（注３） 32（注３）

2　１の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許の番号を記載すること。

3　２の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4　３の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の種別コード等のコード表（以下「無線局種別等コード表」という。）により該当するコードを記載すること。

［削る］

［削る］

5　４の欄は、次によること。

［(1)・(2)　略］

6　５の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

7　６の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

8　７の欄は、法第６条第１項第６号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

［削る］

9　８の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「H28.12.21」のように記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の５第１項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

	29　30　31　32　33　34（注３） 35（注３）　36（注３）

2　※印を付けた欄は、記載しないこと。

3　１の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

4　２の欄は、総務大臣が別に告示するコード表（以下「コード表」という。）により該当するコードを記載すること。

5　３の欄は、現に免許を受けている放送局の免許の番号を記載すること。

6　４の欄は、法第５条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7　５の欄の記載は、次によること。

［(1)・(2)　同左］

［新設］

［新設］

8　６の欄は、次により記載すること。

(1)　氏名又は名称の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2)　住所の欄は、次によること。

　都道府県―市区町村コードは、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県及び市区町村コード（以下「都道府県コード」という。）により該当するコードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9　７の欄は、法第６条第１項第６号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　８の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「平成16年10月１日」の場合は「H16.10.　1」のように記載すること。ただし、第15条の４第１項又は第15条の５第１項の規定の適用がある場合は記載を要しない。

11　９の欄は、当該基幹放送局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

12　10の欄は、当該基幹放送局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

13　11の欄は、施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14　12の欄は、当該基幹放送局が最初に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。